

営業時間短縮要請等関連事業者支援金 「ささエール支援金」



【目的】

国の緊急事態宣言等の影響を受け、売上が減少した事業者で茨城県事業者支援一時金の対象者に対して、市で上乗せして支援金を支給します。

【対象事業者】

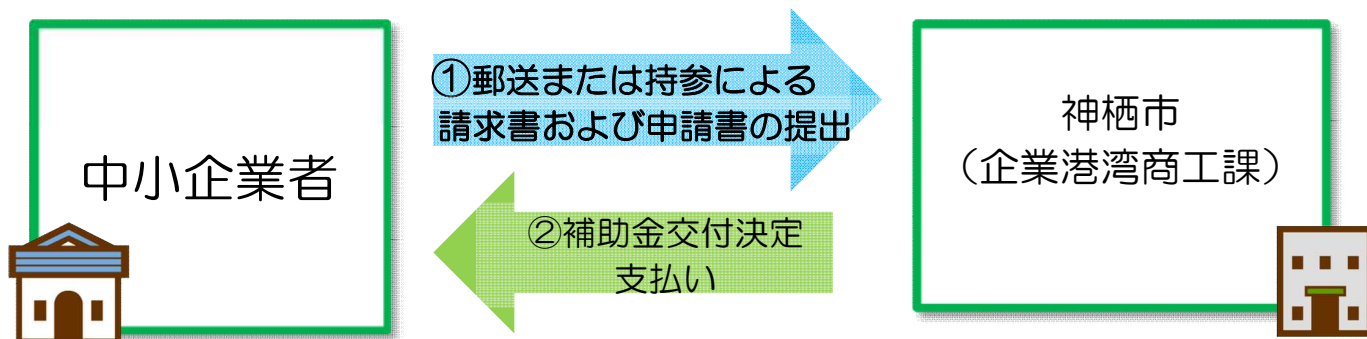
市内に本店又は主たる事業所を置く中小企業・個人事業者で、以下の全てを満たす方

- 営業時間短縮要請に協力した飲食店や大規模集客施設等と直接取引がある事業者、または外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者。
- 営業時間短縮要請を受けた飲食店、大規模集客施設等でないこと。
- 令和3年8月または9月のいずれかの月の売上が対前年（または対前々年）同月比で30%以上減少していること。
※白色申告などの場合は前年の月平均の収入と対象月の収入の比較になります。
- いわゆるみなし大企業でないこと。
- 市税等の滞納がないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員，若しくはその関係者又はその利益となる活動を行う者でないこと。

【支援金額】

1事業者あたり 10万円

【市への支援金申請の流れ】



支援金交付申請の際には申請書・請求書の他に以下の書類を添付してください

- ①2019年又は2020年分の所得税又は法人税確定申告書の写し，またはそれに代わるもの
- ②対象月（2021年8月又は9月）の売上が確認できる売上台帳の写し
- ③時短営業に協力した飲食店との取引証拠書類の写し ※該当する申請者のみ
- ④業種がわかる書類 ※確定申告書を提出する場合は不要

【Q&A】

Q1 市内の中小企業または個人事業主で市内に主たる事業所があることは？

A1 以下を条件としています。その他詳細についてはお問合せください。

【個人の場合】

【法人の場合】

| 事業者 | 対象事業所 | 申込 | 事業者（本店） | 対象事業所 | 申込 |
|-----|-------|----|---------|-------|----------------------------|
| 市内 | 市内 | ○ | 市内 | 市内 | ○ |
| 市内 | 市外 | × | 市内 | 市外 | × |
| 市外 | 市内 | × | 市外 | 市内 | △ ※市内支店が支店登記 されていること |

Q2 対象となる業種は？

A2 営業時間短縮要請に協力した飲食店、大規模集客施設等と直接取引がある事業者または外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者が該当です。営業時間短縮要請を受けた飲食店、大規模集客施設等は対象外です。

Q3 申請方法は？

A4 持参または郵送（レターパック、簡易簡易書留など）での申請をお願いします。

Q4 申請に必要な書類は？

A4 営業時間短縮要請等関連事業者支援金交付申請書・請求書に以下の書類を添付して提出してください。

- ①2019年又は2020年分の所得税又は法人税確定申告書の写し、またはそれに代わるもの
- ②対象月（2021年8月又は9月）の売上が確認できる売上台帳の写し
- ③時短営業に協力した飲食店との取引証拠書類の写し ※該当する申請者のみ
- ④業種がわかる書類 ※確定申告書を提出する場合は不要

Q5 複数回もらうことは可能ですか？

A5 複数回もらうことはできません。また、1事業者あたりの支援のため、事業所や部門が個々に申請することはできません。

Q6 2020年や2021年に創業している場合は対象になりますか？

A6 2021年3月までに創業した事業者が対象となります。なお、その際の売上算出方法などは、茨城県の営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金に準じます。

Q7 飲食店等との関連事業者と認められる要件は？

A7 主な事業が時短要請対象の飲食店等との取引に係る業務であること（＝直接取引額の割合が事業全体の50%以上）が要件となります。

※そのほか、質問等がある場合は企業港湾商工課へご連絡ください。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。ホームページから、様式等はダウンロードできます。

○受付場所及びお問合せ先

神栖市溝口4991-5 神栖市役所分庁舎 1階 産業経済部 企業港湾商工課
TEL: 0299(90)1182 E-mail: kigyokowan@city.kamisu.ibaraki.jp

